

貯 法 気密遮光保存

イベルメクチン製剤
使用基準カイザード®液
Kaiserd® Liquid

【本質の説明又は製造方法】

カイザード液は、イベルメクチンを有効成分とする経皮吸収型の製剤で、牛の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除に有効な製剤です。

【成分及び分量】

品 名	カイザード液
有効成分	イベルメクチン
含 量	1mL中 イベルメクチン……………5mg

【効能又は効果】

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除。

内部寄生虫；オステルターグ胃虫、牛腸結節虫、クーベリア、毛様線虫、乳頭糞線虫及び牛肺虫

外部寄生虫；疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、シラミ及びノサシバエ牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）のマダニによる吸血の抑制

【用法及び用量】

体重1kg当たりイベルメクチンとして500 μ g（本剤として0.1mL）を1回、牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐ。

【使用上の注意】

「基本的事項」

1 守らなければならないこと

（一般的注意）

- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。
- ・本剤は牛のみに投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：

本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、牛（搾乳牛を除く。）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

牛（搾乳牛を除く。）：食用に供するためにと殺する前37日間

（使用者に対する注意）

- ・使用時にはゴム手袋を着用すること。
- ・換気の良い場所あるいは屋外で使用すること。

（牛に関する注意）

- ・本剤は外用剤であるので、それ以外の投与方法（経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
- ・本剤は分娩予定日前28日間の乳用牛には使用しないこと。
- ・疥癬ダニによる痂皮あるいは病変部、皮膚病による病変部、汚泥・糞等の付着した皮膚には効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。
- ・被毛あるいは皮膚が濡れている場合は、効果が損なわれる場合があるので投与しないこと。
- ・投与後2時間以内に雨に曝される恐れがある場合は、効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤を氷点下に放置し濁りが生じた場合には室温に暖めて使用すること。
- ・本剤は小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- ・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用後は栓を固く閉めて保存すること。

2 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- ・本剤は皮膚から吸収されるので、誤って人の皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。

（牛に関する注意）

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・放牧中の牛に対してはマダニの発生状況に応じて本剤の定期的な投与が必要である。ただし、本剤の定期的投与を行う際の投与間隔は37日以上とすること。

火気厳禁：第四類第三石油類、危険等級Ⅲ、イベルメクチン油剤

【包装】

カイザード液 1L
5L

【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社
生物産業事業本部 動薬飼料部
〒104-8002
東京都中央区京橋二丁目4番16号
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

【製造販売元】

Meiji Seika ファルマ株式会社
東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。